

奈良市公報

号外第19号

平成19年 9月11日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

規 則

- 奈良市行財政改革推進本部設置規則の一部を改正する規則…………… 1
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1
- 告 示
- 新設の事業計画のある道路の指定…………… 2
- 奈良市母子家庭常用雇用転換奨励金交付要綱の一部を改正する告示…………… 2
- 放置自転車等の保管…………… 2
- 一般競争入札の実施…………… 3
- 道路の位置指定…………… 4
- 開発行為に関する工事の完了…………… 4
- 放置自転車等の保管…………… 4
- 奈良市高等学校等進学支度金支給要綱の一部を改正する告示…………… 4
- 障害者自立支援法の規定による自立支援医療機関の指定（2件）…………… 5
- 身体障害者福祉法の規定による指定医の指定辞退…………… 5
- 障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定辞退…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了…………… 6
- 放置自転車等の保管…………… 6
- 奈良市簡易水道指定給水装置工事業者の指定…………… 6
- 放置自転車等の保管…………… 6
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 6
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出…………… 6
- 放置自転車等の保管…………… 7
- 予防接種の実施の一部改正…………… 7
- 放置自転車等の保管…………… 7
- 議会定例会の招集…………… 7
- 開発行為に関する工事の完了（2件）…………… 7
- 住民票の職権消除…………… 8
- 奈良市休日夜間応急診療業務運営委員会設置要綱及び奈良市休日歯科診療業務運営委員会設置要綱の一部を改正する告示…………… 8
- 平成19年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算等の要領…………… 8

訓 令 甲

- 奈良市防災行政無線局管理規程の一部を改正する訓令

監 査

- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知…………… 10

公 営 企 業

- 奈良市水道局指定給水装置工事業者の指定…………… 11

教 育 委 員 会

- 臨時教育委員会の開催…………… 11
- 定例教育委員会の開催…………… 11

選 挙 管 理 委 員 会

- 選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧…………… 11
- 在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧…………… 12
- 奈良市の投票区についての一部改正…………… 12

農 業 委 員 会

- 農政部会の招集…………… 12

規 則

奈良市行財政改革推進本部設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 5月16日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第60号

奈良市行財政改革推進本部設置規則の一部を改正する規則

奈良市行財政改革推進本部設置規則（平成15年奈良市規則第62号）の一部を次のように改正する。

別表中「政策監（行財政改革担当）」を「政策監（行財政改革担当） 法令遵守監察監 危機管理監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成19年 5月16日揭示済）

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 5月21日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第61号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年奈良市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

別記第19号様式の福祉事業記録簿中

リハビリテーション					
休 養					

を

リハビリテーション					
-----------	--	--	--	--	--

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成19年5月21日揭示済)

告 示

奈良市告示第295号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。

平成19年5月16日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定年月日
平成19年5月16日
- 2 指定した道路の名称

④短期雇用期間	年 月 日から 年 月 日まで
---------	--------------------

を

④職業訓練開始日	年 月 日
----------	-------

に

改める。

別記第3号様式中「短期雇用開始年月日」を「職業訓練開始年月日」に改める。

別記第4号様式中

④短期雇用期間	年 月 日から 年 月 日まで
---------	--------------------

を

④職業訓練開始日	年 月 日
----------	-------

に

改める。

別記第5号様式から第7号様式までの規定中「短期雇用開始年月日」を「職業訓練開始年月日」に改める。

附 則

この告示は、平成19年6月1日から施行し、この告示による改正後の奈良市母子家庭常用雇用転換奨励金交付要綱の規定は、同日以後に交付申請される転換奨励金から適用する。

(平成19年5月16日揭示済)

- 仮称 中山東西線
- 3 指定した道路の区域
起点側地名地番 奈良市秋篠町1340番9
終点側地名地番 奈良市中山町44番1
 - 4 指定した道路の幅員
6.2m
 - 5 指定した道路の延長
218.3m

(平成19年5月16日揭示済)

奈良市告示第296号

奈良市母子家庭常用雇用転換奨励金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年5月16日

奈良市長 藤原 昭

奈良市母子家庭常用雇用転換奨励金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市母子家庭常用雇用転換奨励金交付要綱(平成16年奈良市告示第337号)の一部を次のように改正する。

- 第1条中「雇用された」を「雇用している」に改める。
- 第2条中「6箇月以内の」を削り、「雇用後」を「職業訓練(OJT)開始後」に改める。
- 第6条第1項中「短期雇用後速やかに」を「職業訓練(OJT)開始前に」に改める。

別記第1号様式中

奈良市告示第297号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年5月16日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日

平成19年 5月16日

3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設

5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を含める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先
奈良市市民生活部市民安全室地域安全課
電話0742-34-1111代表
(平成19年 5月16日揭示済)

奈良市告示第298号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成19年 5月16日

奈良市長 藤原 昭

- 1 入札に付する事項
- (1) 処分内容 本市において圧縮梱包処理(ボール状)し、保管している「その他プラスチック類」を自動車等に積み込み、搬出し、受託者の所有する一般廃棄物処理施設において、いずれかの再商品化技術(サーマルリサイクル「燃料化、熱回収」、ケミカルリサイクル「化学原料利用等」又はマテリアルリサイクル「再生原料化」)を用い適正処理を行う。
- (2) 委託名称 その他プラスチック類処理業務委託
- (3) 委託期間 契約の日から平成20年 3月31日まで
- (4) 委託場所 奈良市奈良阪町2683番地
- (5) 処分予定量 約5,000 t
ボール状 立方体(1m×1m×1m)
数量 約20,800個
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない

- 者
- (2) 一般廃棄物処理施設の許可を有する者
- (3) 一般廃棄物処理施設の処理能力を十分に有する者
- (4) 委託期間内に保管分及び随時発生分も含め引取りができ再商品化できる者
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではない者
- 3 契約条項を示す場所及び日時
- (1) 場所 奈良市環境清美部企画総務課
- (2) 日時 平成19年 5月16日(水)から同月25日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
なお発注仕様書は閲覧とします。
- 4 入札の場所及び日時
- (1) 場所 奈良市役所 入札室
- (2) 日時 平成19年 6月 5日(火) 午後1時30分から
- 5 入札の無効
次の各号の一に該当する入札は、無効とします。
- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他市長の定める入札条件に違反した入札
なお入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- 6 入札参加申請
- (1) 入札参加を申請する者は、入札参加申請書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて提出してください。
ア 会社の実績(一般廃棄物処理の実績)、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び状況を示す書類
イ 一般廃棄物処理施設(中間処理施設及び最終処分場)の設置許可証の写し
ウ 保管分及び随時発生分の排出及び処分計画書
- (2) 入札参加申請方法
平成19年 5月16日(水)から同月25日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に奈良市環境清美部企画総務課に(1)の入札参加申請書を1部、添付書類を2部持参して下さい。
- (3) 現場説明会(参加希望者対象)
平成19年 5月22日(火)午前9時から奈良市環境清美部環境清美工場管理棟2階見学者ホール及び現場にて実施します。
- (4) ヒアリング

平成19年5月28日(月)午前9時から奈良市環境清
美部環境清美工場管理棟2階小ホールにて実施します。

8 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、その者が当該
資格を有するかどうか、申請図書等によって奈良市建
設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加の
決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した
場合は、入札に参加できない。

(2) 入札参加者の決定通知

平成19年6月1日(金)に入札者の代表者に通知書
を発送します。

9 その他

(1) その他詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈
良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市左京五丁目2番地

奈良市環境清美部企画総務課

電話 0742-71-3001 F A X 0742-71-1621

(平成19年5月16日揭示済)

奈良市告示第299号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5
号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築
基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定
により公告します。

平成19年5月16日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市大宮町六丁目3番10号 藤本ビル2 F
申請者氏名	株式会社 新日本ハウス 代表取締役 梅原 孝博
道路の位置	奈良市北永井町383番地の4の一部
道路の幅員	最大4.7m 最小4.7m
道路の延長	21.29m
指定年月日	平成19年5月16日
指 定 番 号	第19001号

(平成19年5月16日揭示済)

奈良市告示第300号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規
定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のと
おり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備
部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年5月17日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成19年1月16日 奈良市指令都整開 第06A-47号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成19年5月17日 第1053号

(2) 公共施設 平成19年5月17日 第461号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市五条西一丁目1022番地の4、1023番地、1029番
地の1、1029番地の2、1029番地の3、1029番地の4、
1029番地の5、1029番地の6、1162番地の2及び5809番
地の2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市四条大路一丁目3番27号

株式会社 ファーストホーム

代表取締役 梅原 寛克

5 公共施設の種類の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市五条西一丁目1029番地の1、1029番地の2の
一部、1029番地の4、1029番地の5の一部、1162番地
の2の一部及び5809番地の2の一部

(2) 下水道

奈良市五条西一丁目1029番地の1の一部、1029番地
の2の一部、1029番地の5の一部及び5809番地の2の
一部

(3) 管路敷

奈良市五条西一丁目5809番地の2の一部

(平成19年5月17日揭示済)

奈良市告示第301号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良
市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域
内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し
たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年5月17日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成19年5月17日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年5月17日揭示済)

奈良市告示第302号及び第303号は、奈良市
公報号外第11号に掲載

奈良市告示第304号

奈良市高等学校等進学支度金支給要綱の一部を改正する
告示を次のように定める。

平成19年 5月18日

奈良市長 藤原 昭

奈良市高等学校等進学支度金支給要綱の一部を改正する告示

奈良市高等学校等進学支度金支給要綱（平成14年奈良市告示第379号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 生活保護費として支給される入学準備金を受給している場合は、進学する高等学校等が私立であること。

第3条を次のように改める。

(支給金額)

第3条 進学支度金の額は、次のとおりとする。

(1) 国公立の高等学校等 50,000円

(2) 私立の高等学校等 200,000円（生活保護費として支給される入学準備金を受給している場合は、その額を控除するものとする。）

附 則

この告示は、平成19年5月18日から施行し、この告示による改正後の奈良市高等学校等進学支度金支給要綱第2条及び第3条の規定は、平成19年度予算に係る進学支度金から適用する。

(平成19年 5月18日掲示済)

奈良市告示第305号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関として平成19年4月1日付けで次のとおり指定したので告示します。

平成19年 5月18日

奈良市長 藤原 昭

医療機関名	所在地	主たる医師	担当する医療
奈良県立奈良病院	奈良市平松一丁目30-1	渡邊 千博	眼科に関する医療
		藤田 信哉	耳鼻咽喉科に関する医療
		井上 文隆	心臓脈管外科に関する医療
		三馬 省二	じん臓に関する医療

(平成19年 5月18日掲示済)

奈良市告示第306号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関として平成19年4月1日付けで次のとおり指定したので告示します。

平成19年 5月18日

奈良市長 藤原 昭

薬局の名称	薬剤師	所在地
うさぎや薬局	香川治子	奈良市小川町4-2
ままだ薬癒堂薬局	前田尋子	奈良市秋篠早月町4-8
しあわせ薬局 済美店	光岡千賀子	奈良市南京終町一丁目183-34
こぐま薬局	森本勢通子	奈良市押熊町547-1
わかくさ薬局	藤野 満	奈良市紀寺町687-9
なのはな薬局	田中久雄	奈良市大宮町五丁目1-7

(平成19年 5月18日掲示済)

奈良市告示第307号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、指定医がその指定を辞退したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により次のとおり告示します。

平成19年 5月18日

奈良市長 藤原 昭

医師の指名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
松倉 晴夫	松倉病院	奈良市川之上突抜町15	整形外科 (肢体不自由)	平成18年8月17日

(平成19年 5月18日掲示済)

奈良市告示第308号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関がその指定を辞退したので、次のとおり告示します。

平成19年 5月18日

奈良市長 藤原 昭

薬局名	所在地	辞退年月日
中尾薬局	奈良市六条西四丁目1-36	平成19年4月1日
サン薬局高の原店	奈良市右京四丁目14-33	
乾ノルマル薬局	奈良市船橋町5	
サト薬局	奈良市三条添川町4-1	
つまい薬局	奈良市鶴舞東町1-44-S-1	
ゆきなが薬局本店	奈良市西登美ヶ丘二丁目1-2	

(平成19年 5月18日掲示済)

奈良市告示第309号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年5月21日

奈良市長 藤原 昭

- 許可の年月日及び番号
平成19年2月19日 奈良市指令都整開 第06A-55号
平成19年5月15日 奈良市指令都整開 第06A-55-1号
- 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成19年5月21日 第1054号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市法蓮町1928番地の6の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市大宮町三丁目5番39-600号
加藤 了嗣

(平成19年5月21日揭示済)

奈良市告示第310号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年5月21日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成19年5月21日
- 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成19年5月21日揭示済)

奈良市告示第314号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止

奈良市告示第311号

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則（平成17年奈良市規則第51号）第4条第1項の規定により奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者を指定したので、同規則第10条の規定により次のとおり公示します。

平成19年5月22日

奈良市長 藤原 昭

名称	代表者氏名	所在地	指定日
オーナー設備	代表者 中西 丈人	奈良県奈良市沓掛町 26番地	平成19年 5月21日

(平成19年5月22日揭示済)

奈良市告示第312号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年5月22日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成19年5月22日
- 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成19年5月22日揭示済)

奈良市告示第313号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしますので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成19年5月22日

奈良市長 藤原 昭

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
辨天 義朋		柔道整復	平成19年2月1日
辨天整骨院（辨天 義朋）	奈良市あやめ池南二丁目2-9		
山岡 洋祐		柔道整復	平成19年5月14日
ポシブル整骨院（山岡 洋祐）	奈良市右京一丁目6-1 イオン高の原ショッピングセンター3階		

(平成19年5月22日揭示済)

した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成19年5月22日

奈良市長 藤原 昭

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
佃 一起		柔道整復	平成19年 1月31日
辨天整骨院(佃 一起)	奈良市あやめ池南二丁目 2-9		

(平成19年 5月22日揭示済)

奈良市告示第315号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年 5月23日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年 5月23日
- 3 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成19年 5月23日揭示済)

奈良市告示第316号

平成19年奈良市告示第185号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成19年 5月24日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略

(平成19年 5月24日揭示済)

奈良市告示第317号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年 5月24日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年 5月24日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成19年 5月24日揭示済)

奈良市告示第318号

平成19年 6月 4日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を召集します。

平成19年 5月28日

奈良市長 藤原 昭
(平成19年 5月28日揭示済)

奈良市告示第319号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年 5月28日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成19年 5月17日 奈良市指令都整開 第07A-7号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成19年 5月28日 第1055号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市西ノ京町1番地の80及び1番地の81
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西ノ京町1番地の20
戸尾 和親 戸尾 喜久江

(平成19年 5月28日揭示済)

奈良市告示第320号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年 5月29日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成19年 4月 5日 奈良市指令都整開 第06A-59号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成19年 5月29日 第1056号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市西登美ヶ丘八丁目1980番地の1169、1980番地の1170、1980番地の1171及び1980番地の1172
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西登美ヶ丘八丁目19番17号
前田 仁志
奈良市秋陽台四丁目26番 6-102号
熊倉 真次

(平成19年 5月29日揭示済)

奈良市告示第321号

次に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者はこの処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合又は当該異議申立てについての決定があったことを知った日から起算して30日以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定又は審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に提起することができます。

平成19年5月30日

奈良市長 藤原 昭

以下省略

(平成19年5月30日揭示済)

奈良市告示第322号

奈良市休日夜間応急診療業務運営委員会設置要綱及び奈良市休日歯科診療業務運営委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年5月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市休日夜間応急診療業務運営委員会設置要綱及び奈良市休日歯科診療業務運営委員会設置要綱の一部を改正する告示

(奈良市休日夜間応急診療業務運営委員会設置要綱の一部改正)

第1条 奈良市休日夜間応急診療業務運営委員会設置要綱（昭和61年奈良市告示第84号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号を次のように改める。

(1) 副市長

第3条第2項中「助役」を「副市長」に改める。

第5条中「市民生活部衛生課」を「病院事業課」に改

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸収入		47,678 ^{千円}	632,865 ^{千円}	680,543 ^{千円}
	1 雑入	47,678	632,865	680,543

める。

(奈良市休日歯科診療業務運営委員会設置要綱の一部改正)

第2条 奈良市休日歯科診療業務運営委員会設置要綱（昭和61年奈良市告示第85号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

奈良市休日歯科応急診療業務運営委員会設置要綱
第1条中「歯科診療業務の」を「歯科応急診療業務の」に、「奈良市休日歯科診療業務運営委員会」を「奈良市休日歯科応急診療業務運営委員会」に改める。

第2条第2項第1号を次のように改める。

(1) 副市長

第3条第2項中「助役」を「副市長」に改める。

第5条中「市民生活部衛生課」を「病院事業課」に改める。

附則

この告示は、平成19年5月30日から施行する。

(平成19年5月30日揭示済)

奈良市告示第323号

平成19年5月31日付で専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成19年5月31日

奈良市長 藤原 昭

- 平成19年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 平成19年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 平成19年度奈良市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 平成19年度奈良市針テラス事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成19年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ632,865千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ688,865千円とする。

- 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳入合計	56,000	632,865	688,865
------	--------	---------	---------

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰上充用金		千円 —	千円 632,865	千円 632,865
	1 繰上充用金	—	632,865	632,865
歳出合計		56,000	632,865	688,865

平成19年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)

平成19年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ470,000

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国民健康料 保 険 料		千円 11,737,834	千円 470,000	千円 12,207,834
	1 国民健康料 保 険 料	11,737,834	470,000	12,207,834
歳入合計		32,526,000	470,000	32,996,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰上充用金		千円 —	千円 470,000	千円 470,000
	1 繰上充用金	—	470,000	470,000
歳出合計		32,526,000	470,000	32,996,000

(註)「第9款 予備費」を「第10款 予備費」に改める。

平成19年度奈良市老人保健特別会計補正予算(第1号)

平成19年度奈良市の老人保健特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ150,464

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 7,910,549	千円 150,464	千円 8,061,013
	1 国庫負担金	7,899,467	150,464	8,049,931
歳入合計		27,110,000	150,464	27,260,464

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,996,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,260,464千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰上充用金		千円 -	千円 150,464	千円 150,464
	1 繰上充用金	-	150,464	150,464
歳出合計		27,110,000	150,464	27,260,464

平成19年度奈良市針テラス事業特別会計補正予算(第1号)

平成19年度奈良市の針テラス事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ82,193

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		千円 90,000	千円 82,193	千円 172,193
	1 使用料	90,000	82,193	172,193
歳入合計		90,100	82,193	172,293

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰上充用金		千円 -	千円 82,193	千円 82,193
	1 繰上充用金	-	82,193	82,193
歳出合計		90,100	82,193	172,293

(平成19年5月31日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第12号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市防災行政無線局管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年5月16日

奈良市長 藤原 昭

奈良市防災行政無線局管理規程の一部を改正する訓令

奈良市防災行政無線局管理規程(平成9年奈良市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項第2号中「(地区連絡員常駐場所)は、地区連絡調整主任)」を削る。

附 則

この訓令は、平成19年5月16日から施行し、この訓令による改正後の奈良市防災行政無線局管理規程第7条第3項第2号の規定は、同年4月1日から適用する。

(平成19年5月16日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第10号

地方自治法第242条第9項の規定により必要な措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成19年5月30日

奈良市監査委員 吉田 肇

同 中和田 守

同 幾田 邦夫

奈良市 第90号

平成19年5月25日

奈良市監査委員 吉田 肇 様
同 中和田 守 様
同 幾田 邦夫 様

奈良市長 藤原 昭

住民監査請求の監査結果に対する措置について（通知）

平成19年 2月23日付け奈監第29号で勧告のあったことについて、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第242条第9項の規定に基づき通知します。

記

1 措置内容

第10号市営住宅建替工事（A-12工区）の工事請負契約について、契約解除の方針を決定されたが、損害を被ることのないよう必要な措置を講じること。

2 講じた措置

平成19年 2月26日、市は本請負契約を解除しました。契約解除に伴い、前払い金12,100,000円は、前払い金額から出来高金額を控除した余剰額について、本契約第34条第1項に規定する保証事業会社である西日本建設業保証株式会社に返還請求を行い、出来高を除く9,994,750円を平成19年 3月19日に返還を受けました。また、請負者に対し本契約第47条第2項に規定する違約金（請負代金額の10分の1に相当する額）3,039,750円の請求をしています。

（平成19年 5月30日揭示済）

公 営 企 業

奈良市水道局告示第17号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成19年 5月25日

奈良市水道事業管理者
中尾 一郎

名称	代表者氏名	所在地	指定日
裕設備	平岡 裕	奈良市富雄川西二丁目17番3号	平成19年 5月9日
カワムラ工業	川村 真樹	奈良市法華寺町200番地の1 ヴェルドミールB-102号	平成19年 5月14日

（平成19年 5月25日揭示済）

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第12号

平成19年 5月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員

会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成19年 5月16日

奈良市教育委員会

委員長 小谷 勝彦

1 日時

平成19年 5月22日（火）

午前10時から

2 場所

奈良市役所北棟 3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

議 事

議案第11号 人事について

（平成19年 5月16日揭示済）

奈良市教育委員会告示第13号

平成19年 6月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成19年 5月31日

奈良市教育委員会

委員長 小谷 勝彦

1 日時

平成19年 6月 5日（火）

午前10時から

2 場所

奈良市役所北棟 3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

(1) 第61回奈良市民体育大会夏季大会の開催について
議 事

議案第12号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委員の委嘱について

その他

(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
6月～7月

(2) 平成18年度小・中学校の問題行動の状況について
傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、定員5名になり次第締め切ります。

（平成19年 5月31日揭示済）

選 挙 管 理 委 員 会

奈良市選挙管理委員会告示第37号

平成19年 6月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成19年 6月3日から平成19年 6月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成19年 5月16日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田 勝二

縦 覧 場 所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内

(平成19年5月16日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第38号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成19年6月3日から平成19年6月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成19年5月16日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田 勝 二

縦 覧 場 所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内

(平成19年5月16日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第39号

奈良市の投票区について（平成9年奈良市選挙管理委員会告示第34号）の一部を次のように改正します。

平成19年5月16日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田 勝 二

第8投票区の項中「多門町」の次に「、法蓮町（1,416番地の9、1,416番地の11）」を加える。

第10投票区の項中「第11投票区」を「第8投票区、第11投票区」に改める。

(平成19年5月16日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第7号

奈良市農業委員会平成19年5月農政部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成19年5月17日

奈良市農業委員会
農政部会長 藤 澤 久 男

1 日 時

平成19年5月24日（木） 午前9時30分

2 場 所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟5階 第21会議室

3 審議案件

- (1) 農業経営に関する意向調査の実施結果について
- (2) 遊休農地・耕作放棄地調査の実施計画（案）について

(平成19年5月17日揭示済)